

国際課税のケース・スタディ

個人の海外投資の自由化と課税関係

〔事例〕

新たな外国為替法により、明年4月1日から為替の完全自由化が実施されると聞いている。

そこで、資産の運用を一部国内から国外にシフトし、その運用益の税負担の軽減を図りたいと考えている。

現時点では、具体的なプランを有しているわけではないが、そもそもこのような狙いが可能かどうか、総論的で結構であるからコメントを頂きたい。

〔ポイント〕

- ・居住者の確定申告において国外源泉所得に係るものが従来に比して多くみられるようになる。
- ・外国で課される税についての外国税額控除の適用事例が増加する。
- ・個人がタックス・ヘイブン国に会社を設ける事例が散見されるようになる。

〔検討〕

為替の自由化により資産の運用の対象が国内から国外にシフトされるケースが多く生ずることが予想される。また、外貨による資産の取得が容易になることから、その投資対象となる資産の範囲が大幅に拡大される。

このような取引環境の変化に伴って、税務面からみると次のような予測が成り立つものと考ええる。

その一は、居住者の確定申告において、国外源泉所得に係るものが、従来に比して多くみられるようになる。

その二は、外国で課される税についての外国税額控除の適用事例が増加する。

その三は、個人がタックス・ヘイブン国に会社を設ける事例が散見されるようになる。

上記の各項についてそれぞれ若干の考察を行うこととするが、その検討に先立って、まず、わが国の所得税法の仕組みのうち、特に納税者のステータス（居住性）に関する部分の確認を行うこととする。

わが国の所得税法上、個人に関しては、納税者は、次のとおり分類される。

- ① 居住者（永住者、非永住者）
- ② 非居住者

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

非永住者とは、居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう。

永住者とは、居住者のうち、非永住者以外の者をいう。

非居住者とは、居住者（永住者又は非永住者）以外の者をいう。

永住者、非永住者及び非居住者の課税の範囲は、原則として次のようになっている。

永住者……その年分において稼得するすべて

の所得

非永住者……その年分において稼得する所得のうち、国内源泉所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外からの送金のあったもの

非居住者……その年分において稼得する所得のうち国内源泉所得に該当するもの

なお、非永住者の該当の有無の判定上国内に永住する意思の有無に関しては、その者が日本の国籍を有していない場合には、国内に永住する意思がないものと推定される（所令16①）。

一方、日本国籍を有する者が居住者に該当し、かつ、永住する意思がないことを客観的に立証することは困難と思われることから、実際上日本国籍を有する者が非永住者に該当するケースは、極めて少ないのではないと思われる。

1 居住者の確定申告において国外源泉所得に係るものが従来に比して多くみられるようになる

資産の運用対象を国内から国外にシフトすることから、原則としてその運用益は国外源泉所得に該当することとなる。

例えば、海外の預金口座の預金利子は、国外源泉所得に該当する。外国法人の発行する債券を取得し、その利子を受領すれば、その受取利子は、国外源泉所得に該当する。外国法人の株式を取得し、その法人から受領する配当は国外源泉所得に該当する。また、海外に所有する不動産に係る賃貸収入も国外源泉所得に該当する。

このようにわが国の居住者が国外で所得を得る場合、通常、わが国は居住地国、国外で所得を生ずる場所の所在地国は源泉地国と称している。

上述のとおり、居住者は、国外で稼得した所得もすべてわが国において所得税の課税の対象とされる。

一方、源泉地国においても、源泉地国の法令に

基づいて課税が行われる。この場合、当該源泉地国とわが国との間で租税条約の締結がある場合には、租税条約に定める規定に従って源泉地国での課税が行われる。

国外源泉所得に対しては、このように居住地国すなわちわが国での課税と源泉地国との双方で課税されることとなるので、税負担の面では、まず、軽減されることはないとみるべきである。居住者である限り、国外源泉所得もすべて課税の対象となることから、その限りにおいて税負担は従来と変わらない。

源泉地国での課税も行われることから、むしろ税負担は増加するおそれがある。この源泉地国での課税は、外国税額控除の適用によりその二重課税が排除されることとなる。二重課税の排除が完全に行われればその税負担は従来税負担と変わらないこととなるが、仮に、外国税額控除の適用がスムーズに行い得ない際には、結果として従来に比して、すなわち国内のみに限定した資産の運用益に対する税負担に比して、その負担が増加することとなる。

このようなことから、海外からの投資収益を期待し、なおかつ、税負担の軽減を図るという方針は、そもそも無理があるものといえる。

2 外国で課された税についての外国税額控除の適用事例が増加する

申告内容に国外源泉所得が増加するのであれば、必然的に外国で課される税が生じ、この二重課税の排除のために外国税額控除の適用事例が増加することとなる。

外国税額控除の適用に際しては、適用の年分に誤りのないよう、また、外国所得税が課されたことを証する書面の添付、外国税額控除の計算の内訳の添付も必要とされるので、適正な外国税額控除の適用を心掛けるべきである。外国税額控除の仕組み自体は、基本的には法人税の場合と同様と

いえるが、所得税の場合には、法人税の別表のような特定のフォームがないので適宜その計算内容が判るよう書面を作成する必要がある。

3 個人がタックス・ヘイブン国に子会社を設ける事例が散見されるようになる

海外における投資戦略の一つとして従来からタックス・ヘイブン国に子会社を設立し、これを拠点とする方式がある。従来、個人投資家がこのような方式を採る事例は、ほとんど見当たらなかったが、外為法の改正を契機に、個人が、タックス・ヘイブン国に会社を設ける事例がみられるようになる。一定の条件を具備するタックス・ヘイブン国所在の会社については、わが国のタックス・ヘイブン対策税制の適用によりその留保所得に当たる金額がその株主の雑所得の金額としてわが国の所得税の課税の対象とされる（措法40条の4）。

所得に対する税がない国又は所得に対する税負担が税率25%以下である国に会社を設立する場合には、原則として上記の雑所得としての課税が行われる。この課税に対する例外として、その会社について一定の条件の充足、すなわち、①実体基準、②管理・支配基準、③所在地国基準又は非関連者基準のすべての基準の充足があればこの雑所得としてのわが国での課税は行われなことをされている。しかしながら、個人が株主である当該タックス・ヘイブン国所在の会社に関しては、上記の管理・支配基準、すなわち、会社みずからその株主の管理・支配を排して独自に会社の経営を遂行することは實際上極めてまれにしか生じないことが推測されるので、実際上はこの特例により課税が行われないケースは極めて少ないものと考えられる。

(税理士 小沢 進)

財経詳報社の好評国際税務既刊図書

Q & A 移転価格の税務 (三訂版)

五味雄治 編著
A5判・3262円

米国の新しい規制やOECDの新ガイドラインをふまえて最新の取扱いを111本のQ&Aと資料で詳解。

国際取引課税—その理論と実務

五味雄治・大崎 満 著
A5判・4893円

欧米と日本の制度を比較対比しながら、その仕組み、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制等を詳説。

Q & A 租税条約の実務 (三訂版)

小沢 進 著
A5判・3262円

租税条約の基本的解説と多数のQ&A・ケーススタディにより、租税条約の入門から実務処理まで幅広く対応。

国際税務ガイドブック (三訂版)

小沢 進 著
A5判・1937円

国際税務の重要性の高まりに対応し、基本的な項目とルールをわかりやすく解説した入門書の決定版。

英和対照 税金ガイド 平成9年版

五味雄治 著
A5変型・9450円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、英文和文対照で解説した唯一の書。国際化時代に必携の1冊。

Guide to Japanese Taxes 1997-1998年

五味雄治 著
A5変型・6825円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、法律から通達まで英文で解説した唯一の書。

(価格は税込)

財 経 詳 報 社